

網 監 査 第 19 号

令和 2 年 11 月 19 日

網 走 市 長 水 谷 洋 一 様

網走市議会議長 井戸達也 様

網走市監査委員 藤 原 誉 康

網走市監査委員 金 兵 智 則

定期監査実施後の指摘事項等に対する措置状況の提出について

地方自治法第 199 条第 12 項及び網走市監査基準第 29 条の規定に基づき、令和 2 年度に実施した定期監査実施後の指摘事項等に対する措置状況について、別紙のとおり提出します。

令和 2 年度

定期監査結果報告書

(指摘事項等に対する措置状況)

網走市監査委員

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

生活環境課

	内 容
指摘項目	<p>■ 契約事務の適正な執行について</p> <p>(1) 業務委託に係る複数の単価契約事務において、次のような不適切な事務処理が散見された。</p> <p>①契約方法、根拠法令が明示されていない。</p> <p>②1者随意契約の事案について、相手方の選定理由が明示されていない。</p> <p>③見込み総額の明示が無いため、入札または随意契約の判断が不明な事案があった。</p> <p>④委託料を定める単価の記載が無い契約書があった。</p> <p>なお、予定価格を単価で定める場合においても、予定単価に想定数量を乗じた「見込み総額」を明示すべきであり、予定価格調書省略の可否、市の要綱に定める指名委員会開催の要否、金額に応じた決裁権者の専決区分等についても、見込み総額をもって判断すべきものとする。</p> <p>(2) 薬品購入に係る単価契約事務において、次のような不適切な事務処理が見られた。</p> <p>①「2者見積りにより随意契約する」としており、業者選定のための基準額としても予定価格は明確にする必要があるが、その価格の設定及び根拠となる資料が無かった。</p> <p>②少額契約の範囲という理由で随意契約としているが、少額契約の範囲の判断は、「単価×見込み数量」の見込み総額で判断するものであり、契約の単価、数量等が明示されていない本案件は、随意契約とする判断の根拠が不明である。</p> <p>なお、本件については、契約品目が複数あることなどから、複数単価契約の検討も必要とする。</p> <p>上記2件の契約事務について、「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努めること。</p>
	内 容
措置内容	<p>(1) 業務委託契約における契約方法、根拠法令等の未記載については、担当者の関係法令の理解・解釈不足と課内の確認不足により生じたもの。また、契約書中の委託料の単価未記載については、契約内容の点検・確認が十分にされなかったことが原因と考える。</p> <p>(2) 薬品購入に係る契約事務における予定価格の未設定、および根拠資料の不備、見込み総額が明示されない中での随意契約の判断についても、関係法令の認識不足や確認不足のまま前例踏襲による契約事務を進めたことによるもの。</p>

	<p>今回指摘された項目について、契約事務の見直しを行うとともに、一つ一つの契約を十分に精査し、関係法令を遵守した適正な事務を執り行っていく。</p> <p>また、予定価格を単価で定める場合も「見込み総額」を明示し、金額に応じた要否区分等の判断をし、適正な事務処理を行っていく。</p>
--	---

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

都市管理課

	内 容
指摘項目	<p>■ 適正な支出事務について</p> <p>所管する屋外施設の備品補修に係る支出について、利用期間終了後の発注のため、一括で補修依頼が妥当と思われる事案が、同時期に分割発注による支出がされていた。分割発注する合理的な理由が不明で、本件は不適切な分割発注である。このようなことが無いよう、適正な支出事務の確認体制を強化すること。</p>
	内 容
措置内容	<p>指摘のあった備品補修の事務処理については、本来一括で発注すべき事案を認識不足と確認漏れにより分割発注してしまったもの。</p> <p>今後はこのようなことが無いよう、支出事務のチェック体制の強化を図り、適正な事務処理の執行に努める。</p>

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

財政課

	内 容
指摘項目	<p>■ 契約事務の適正な執行について</p> <p>印刷製本に係る契約事務において、次のような不適切な事務処理が見られた。「網走市契約に関する規則」及び「網走市事務決裁規程」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努めること。</p> <p>① 予定価格の根拠となる資料が不明。</p> <p>② 30万円以上の専決事項区分に当たる案件であるが、決裁権限の無い課長による決裁で事務を進めていた。</p> <p>③ 市の要綱に定める指名委員会開催を必要とする事案であるが、開催記録が無かった。</p> <p>④ 見積合せ執行権限の無い課長が見積合せ執行者となっていた。</p> <p>なお、本件に関しては、旧様式（印刷発注専用様式）が使用されていたが、現行の推奨様式（物品の調達等に係る様式集）による契約事務の執行が望まれる。</p>
	内 容
措置内容	<p>今回の指摘事項は、関係法令の認識不足のまま事務を進めたことにより不適切な処理となったもの。監査時の説明を受け、令和2年度より参考見積書を徴収して設計金額を設定し、部長決裁により、指名委員会、見積もり合わせ等の事務執行を行っている。</p> <p>今後、指名委員会の会議記録の作成、見積合せ執行者を部長とするなど、事務処理の適正化を図っていく。</p>

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

都市管理課

	内 容
指摘項目	<p>■ 契約事務の適正な執行について</p> <p>所管する屋外施設の業務委託契約事務において、契約額130万円以上の案件に対しては「契約書」の作成が必要となるが、「請書」による契約締結としていた。また、委託契約締結において、100万円以上の案件に必要な副市長の決裁印が押印されていなかった。「網走市契約に関する規則」及び「網走市事務決裁規程」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努めること。</p>
	内 容
措置内容	<p>指摘された事項については、事務内容の確認不足により生じたものである。今年度から誤りを正し、契約書による契約締結と区分に応じた決裁を得て事務を進めているところであるが、今後は、関係法令に基づき、事務取扱について十分な確認を行い、適正な契約事務の執行に努める。</p>

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

議会事務局

	内 容
指摘項目	<p>■契約事務の適正な執行について</p> <p>複数の業務委託に係る単価契約事務において、次のような不適切な事務処理が散見された。「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令に基づき、適正な契約事務の執行に努めること。</p> <p>① 見込み総額では入札すべき契約金額の案件を随意契約による見積合せで処理していた。</p> <p>② 設定した予定価格の算定根拠となる資料が無かった。</p> <p>③ 単価契約は、一般にあらかじめその数量を確定できない場合に、単価のみを主として決定する例外的な契約と解されるが、単価契約とする理由が不明確な契約が見られた。</p> <p>なお、予定価格を単価で定める場合においても、予定単価に想定数量を乗じた「見込み総額」を明示すべきであり、予定価格調書省略の可否、市の要綱に定める指名委員会開催の要否、金額に応じた決裁権者の専決区分等についても、見込み総額をもって判断すべきものとする。</p>
	内 容
措置内容	<p>① については、関係法令等の解釈誤りのため、随意契約としたものであることから、今後は、見込み総額を踏まえた上で、適正な契約事務の執行に努めていく。</p> <p>② については、予定価格の算定根拠となる資料を添付し、適正な契約事務の執行に努めていく。</p> <p>③ の単価契約にあたっては、契約事由を精査し、明確にしておくとともに、適正な契約事務の執行に努めていく。</p>

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

総務防災課

	内 容
指摘項目	<p>■ 適正な支出事務について</p> <p>複数の業務委託料の支出に関して、請求書の提出催促等の適切な事務を行わず、業務完成の検査日から約4～6ヶ月経過後の支出事務が認められた。その期間は長期であり、不適切である。事業の適正な進捗管理と支出事務に努められたい。</p>
	内 容
措置内容	<p>指摘された事案については、委託先及び事務担当双方において、請求及び支払い事務に関する確認漏れが原因である。</p> <p>今後は、契約に関する事務について係内のチェック体制として、検査終了後の委託業者へ請求依頼の確認及び係内の支払い確認により、二重の確認を行い、事務の遺漏がないよう支払管理体制の徹底を図る。</p>

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

生活環境課

	内 容
指 摘 項 目	<p>■ 適正な支出事務について</p> <p>業務委託契約の支出に関して、業務完成の検査日から約5ヶ月経過後の支出事務が認められた。相手方との事情を鑑みても、その期間は長期であり、不適切である。事業の適正な進捗管理と支出事務に務められたい。</p>
	内 容
措 置 内 容	<p>請求書の提出を促したが、相手方からの提出が遅くなり、業務完了から一定期間が経過後の支出となった。今後は検査後、速やかに支出するよう事務執行管理に注意を払い、適切な支出事務を執り行っていく。</p>

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

生活環境課

	内 容
指 摘 項 目	<p>■ 契約事務の適正な執行について</p> <p>物品購入に係る契約事務において、予定価格、契約方法、根拠法令を明示せず契約事務が進められていた。また、見積り比較により事業者を選定した際、口頭による見積合せで契約の相手方を決定しており、適正な見積合せが行われていなかった。「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努められたい。</p>
	内 容
措 置 内 容	<p>今回、物品購入に係る契約事務において、予定価格、契約方法、根拠法令を明示せず契約事務を進めたのは、「10万円以下」の解釈誤りによるもので、1台9,240円の双眼鏡を10台購入する際に、予定価格を税別価格の92,400円と誤った理解のまま契約事務を執り進めた結果、不適切な事務処理となったもの。</p> <p>今回の指摘を踏まえ、今後の契約事務に際しては、関係法令を十分読み解き、適正な契約事務を行っていく。</p>

※指導項目は指導等事項、また、措置内容は指導等事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指導事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

都市管理課

	内 容
指摘項目	<p>■ 契約事務の適正な執行について</p> <p>清掃業務委託に係る単価契約事務において、契約方法とその根拠法令、相手方の選定方法の明示が無いなど、不適切な契約事務を進めていた。「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、予定価格を単価で定める場合においても、予定単価に想定数量を乗じた「見込み総額」を明示すべきであり、予定価格調書省略の可否、市の要綱に定める指名委員会開催の要否、金額に応じた決裁権者の専決区分等についても、見込み総額をもって判断すべきものとする。</p>
	内 容
措置内容	<p>本業務においては、通年実施しているものであり、迅速かつ適切な対応が求められるため、業務内容や現状を熟知している個人との委託契約としている経過があり、契約方法、法令根拠の明示等について認識不足のまま処理を進めたため、不適切な事務となったもの。</p> <p>今後、指摘事項について、関係法令等を確認し、契約方法を見直すなど、適正な契約事務を執行するように努める。</p> <p>なお、予定価格を単価で定める場合には、予定価格に想定数量を乗じて算出した見込総額を明示するよう事務の執行を見直す。</p>

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

子育て支援課

	内 容
指摘項目	<p>■ 契約事務の適正な執行について</p> <p>(1) 所管事業の運営委託契約事務において、300万円以上の契約案件に対し、予定価格調書、見積合せ実施記録等が未作成であった。また、決裁権者である副市長の決裁を受けずに処理を進めるなど、不適切な契約事務が行われていた。</p> <p>(2) 備品購入契約事務において、契約しようとするときは、予定価格を定めなければならないが、その価格の明示がなく、見積合せの際、基準となる価格が不明の中、見積合せが実施された。また、随意契約の理由、根拠となる法令の記載誤りがあるなど、不適切な契約事務が見られた。</p> <p>上記について、「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等の関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努めること。</p>
	内 容
措置内容	<p>今回指摘のあった委託契約及び備品購入契約の事務処理については、関係法令の認識不足と書類内容を確認せず、処理したことによって、誤りが生じたものの。</p> <p>今後は、契約毎の必要な要件の確認など、事務のチェック体制を見直し、十分な確認作業を行うとともに、「地方自治法施行令」及び「網走市契約に関する規則」等を遵守し、適正な契約事務の執行に努める。</p>

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

市民活動推進課

	内 容
指摘項目	<p>■ 補助金の適正な執行について</p> <p>補助金等交付事務において、次のような不適切な事務が見られた。補助事業者に対し、「網走市補助金等交付規則」及び各要綱等を遵守し、正確な書類の作成と適正な事務処理を行うよう指導するとともに、公益的で効果的な補助金の取り扱いについて検討されたい。</p> <p>① 補助事業者は、事業が完了したとき、また、市の会計年度が終了したとき、関係書類を添え実績報告書を市に提出することになっているが、当該年度終了後、相当期間経過した後に提出されていた。</p> <p>② 実績報告書の記載方法に不適切な部分が見られた。</p> <p>③ 補助金について、繰越金の発生が常態化している。また積立基金に相当額の残高がある。</p>
	内 容
措置内容	<p>指摘のあった補助金等交付事務については、次年度以降、速やかな実績報告書の提出及び適切な実績報告書の記載を指導する。</p> <p>また、補助金の繰越金に関しては、補助事業者と十分協議したうえで、周年事業のための必要な基金積立金を精査するなど、補助金等の適正な取り扱いについて検討していく。</p>

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

都市管理課

	内 容
指摘項目	<p>■ 適正な事務の執行について</p> <p>業務委託契約事務において、年度末の契約期間終了後の報告書受理及び検査日が5月15日となっており、事務処理の遅延が見られた。また、変更契約書の文中に記載誤りが見られ、不適切な契約事務が行われていた。適正な事務処理に努められたい。</p>
	内 容
措置内容	<p>指摘された事務処理の遅延については、事業の進捗確認を怠ったことにより発生したもの。また、契約書中の記載誤りについては、担当者及び課内において記載事項の確認不足のまま、契約記載となったものである。</p> <p>今後は、事業の進捗状況の把握に努め、適正な事務処理を行うとともに、関係書類に不備が無いかなどの点検について、係内チェック体制の強化を図る。</p>

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

子育て支援課

	内 容
指 摘 項 目	<p>■ 収納対策及び適正な債権管理について</p> <p>所管施設の利用者負担金の滞納繰越分について、徴収体制の見直しや効率的な事務の取組みを行うなど、債権回収の強化に努めるとともに、適正な債権管理に努められたい。</p>
	内 容
措 置 内 容	<p>今回指摘のあった所管施設の利用者負担金の滞納繰越分については、通常年2回の催告を行っているところを昨年度は新型コロナウイルス感染症の流行による家計への影響を考慮し、1回の催告に留めたことから債権の徴収率の低下があったものと推測する。</p> <p>今後についても、コロナ禍による家計への影響を考慮しながらの取組みとなるが、催告状の送付とともに必要に応じて個別の相談等を行うなど適正な収納対策と債権管理に努めていく。</p>

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄

定期監査結果の指摘事項等に対する措置状況報告

港湾課

	内 容
指摘項目	<p>■ 管理業務協定に規定する事業報告等について (みなと観光交流センター指定管理者)</p> <p>前年度の管理業務終了後に受理する実施報告は、管理業務及び施設の利用状況を把握するとともに、委託料等の適正な会計処理が行われているか確認するものであるが、提出された書類のうち、収支決算書は、他の事業と合算された委託事業者の総額の決算内容であり、当該事業の経理状況が把握できない不明確な決算書であった。また、事業報告書のほか、市税滞納無証明も提出することになっているが、証明を確認する書類が無かった。</p> <p>事業報告等に関しては、当該事業が確認できる明確な収支決算書が必要であり、滞納無証明については、「網走市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱」に定められている様式による証明欄付きの書類作成などを求めるべきと考える。</p>
	内 容
措置内容	<p>収支決算書については、定時総会議案書（案）に示されている全体の決算報告額に含まれる（内数の）金額であると解し、指定管理業務に係る収支決算書としての提出は求めていなかった。</p> <p>しかしながら、当該事業に係る収支決算が不明確であるとの指摘があったことから、今後は、指定管理業務の経理状況が把握できる収支決算書の提出を求めることとする。</p> <p>また、指定管理業務の申請時に提出を求め確認している市税滞納無証明については、毎年の提出を求めることとする。</p>

※指摘項目は指摘事項、また、措置内容は指摘事項に対する発生要因、改善方法等の措置等を記載すること。

※備考欄には、指摘事項に関わる意見等があれば記載する。

※本措置事項については、次年度以降の監査対象となるので留意のこと。

備考欄